

都 第 2 8 2 号

令和 8 年 6 月 8 日

八千代市地域公共交通会議委員 各位

八千代市地域公共交通会議

会長 若林 邦典

(公印省略)

令和 8 年度第 1 回八千代市地域公共交通会議の開催について (通知)

初夏の候 皆様におかれましては益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本市地域公共交通行政に対し、御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 8 年度第 1 回八千代市地域公共交通会議につきましては、書面により開催いたします。

つきましては、議題について説明資料を御参照いただき、採決書に記入のうえ、令和 8 年 6 月 22 日 (月)までに御返信いただきますようお願い申し上げます。

なお、会議開催日につきましては、本通知文の通知日とさせていただきますので、御理解の程よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 議 題 令和 9 年度八千代市地域公共交通計画別紙 (案) について
- 2 送付書類 (1) 令和 9 年度八千代市地域公共交通計画別紙 (案)
(2) 地域公共交通計画別紙について【説明資料】
(3) 採決書及び記入例

【担当】 都市整備部 都市計画課 交通調整班 山形, 石原, 木暮 TEL: 047-421-6771 (直通) E-mail: tosikei3@city.yachiyo.chiba.jp
--

令和 9 年度八千代市地域公共交通計画 別紙 (案)

令和 8 年 6 月 日

(名称) 八千代市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
別表のとおり
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
別表のとおり
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
別表のとおり
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
運行系統名 : 北部循環線 運送予定者 : 京成バス千葉セントラル株式会社 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める【表 1】を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を運送予定者が負担する。 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める【表 2】を添付。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
事業者報告書・決算報告書等の資料から計測
7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの 運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項
別表のとおり
10. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】</u>
該当なし
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】</u>
該当なし
12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する 費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方 式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし

13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）	
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
14. 協議会の開催状況と主な議論	
【交通計画に係る会議開催日及び議題】 令和4年 8月 1日 八千代市地域公共交通計画の方向性 令和5年 3月 1日 八千代市地域公共交通計画策定のスケジュール及びアンケート調査実施 令和5年 6月29日 八千代市地域公共交通計画骨子案 令和5年10月19日 八千代市地域公共交通計画素案 令和5年12月19日 八千代市地域公共交通計画素案の修正 令和6年 3月14日 八千代市地域公共交通計画案・承認 令和6年 5月31日 八千代市地域公共交通計画別紙案・承認 令和7年 1月27日 八千代市地域公共交通会議設置要綱の改正及び運賃協議分科会設置要領の制定についての協議 八千代市地域公共交通計画実施事業について方向性の協議 令和7年 6月25日 八千代市地域公共交通計画別紙案・承認 令和8年 3月 6日 八千代市地域公共交通計画別紙の変更について書面協議 令和8年 6月 8日 八千代市地域公共交通計画別紙案について書面協議	
15. 利用者等の意見の反映状況	
ホームページ上で、地域公共交通確保維持事業に係る取組内容等に関する意見募集を実施	
16. 協議会の構成員	
(1)八千代市長又はその指名する者 (2)一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者 (3)一般社団法人千葉県バス協会 (4)市民又は利用者 (5)国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者 (6)一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 (7)千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者 (8)千葉県八千代警察署長又はその指名する者 (9)道路管理者 (10)学識経験者 (11)一般社団法人千葉県タクシー協会京葉支部 (12)その他市長が必要と認める者	

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）八千代市大和田新田3 1 2－5

（所 属）八千代市都市整備部都市計画課

（氏 名）石原 裕文

（電 話）047-421-6771

（e-mail）tosikei3@city.yachiyo.lg.jp

令和9年度八千代市地域公共交通計画別紙（別表）（案）

○事業に係る目的・必要性、目標、効果、取組

No.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
	京成バス千葉セントラル株式会社	北部循環線	草野車庫・いきいきプラザ (八千代台駅)	- 交通不便地域のバス路線の確保。 - 地域における主要駅である八千代台駅、京成大和田駅への交通手段。 - 千葉市への通勤通学のための交通手段。 - 公共施設「いきいきプラザ」等を利用される高齢者、子供への交通手段。	令和8年度と比較して収支率1%以上改善	沿線にある集客施設の案内と時刻表を記載したルートマップを作成し自治会内で配布することで、地域の魅力とバスの利便性をPRする。	令和9年1月以降実施	京成バス千葉セントラル㈱
						地元自治会、関係市、京成バス千葉セントラル㈱からなる三者協議会を開催し、利用促進や課題点等について協議する。	令和8年10月以降実施	京成バス千葉セントラル㈱、千葉市、八千代市、地元自治会
						千葉市内に転入してきた方や市内の区をまたいで引っ越しされた方を対象に配布する「公共交通利用促進リーフレット」に「鉄道・モノレール・バス路線図」のQRコードを掲載し、利用促進を図る。	令和8年10月以降実施	千葉市
						市のホームページに路線バスに関する情報を掲載する等、公共交通の利用促進を図る。	令和8年10月以降実施	千葉市、八千代市

内容

④千葉市と連携した北部循環線(花まわる号)の維持

八千代台駅及び京成大和田駅と千葉市を結ぶ北部循環線については、地域の生活上重要な路線である。一方で、事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しいことから、千葉市と連携し、国の地域間幹線系統補助金の活用を継続する必要がある。

■北部循環線(花まわる号)

平成16(2004)年5月、路線バスの退出により交通が不便となった地域の解消を目的に、コミュニティバス導入を検討する地元協議会の準備会を設置(千葉市)。その後、バス会社側から路線の退出は行わず、地元・行政・事業者により運行計画を検討する場を設けたいとの申し出があり、平成16年10月に三者協議会を設置し、運行に至る。

■北部循環線(花まわる号)路線図



■地域間幹線補助系統に係る概要整理

系統名		起点	経由地	終点	事業許可区分	運行態様	運行事業者	補助事業の活用
北部循環線	外回り	草野車庫	八千代台駅 京成大和田駅	いきいきプラザ	4条乗合	路線定期運行	京成バス	幹線補助
	内回り	いきいきプラザ		草野車庫				

【具体的事業内容】

○協議会への参加と利用促進

花見川区北部地域バス路線三者協議会に参加し、北部循環線の継続的な運行を図り、八千代市ホームページへの掲載など利用促進に向けた周知を行っていく。

実施主体 八千代市, 千葉市, 路線バス事業者

実施工程	項 目	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)
	協議会への参加と利用促進	実施				

千葉分科会継続協議 京成バス千葉セントラル(株) 北部循環線



表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

9年度

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
八千代市	京成バス千葉セントラル(株)	(1) 北部循環線	5,364.0	
		(2)		
		(3)		
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計			5,364	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。

2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	京成バス千葉セントラル株式会社	令和 9 年度
------	-----------------	---------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ)	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ)	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)	km				経常収支率	%

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ')	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ')	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')	km				経常収支率	%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業					
	営業収益	千円	営業外収益	千円	経常収益(イ'')	千円
	営業費用	千円	営業外費用	千円	経常費用(ロ'')	千円
	営業損益	千円	営業外損益	千円	経常損益	千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')	km				経常収支率	%

(補助対象事業者の「基準期間※」を最終年度とする連続した過去3年間)における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ''÷ハ''=a	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
千葉			
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費 用 (a+b+c)/3 = ニ		地域キロ当たり 標準経常費用 ホ		キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ		キロ当たり経常費用 の差 ニ－ヘ = ケ		キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
千葉	433 円	15 銭	538 円	35 銭	433 円	15 銭	0 円	0 銭	
	円	銭	円	銭	円	銭	円	銭	円 銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対 象期間	補助金交付要綱別 表2(注) 4. の適用 割合 フ	改定率 コ
千葉	令和7年2月7日	基準期間の 当 年度	3 / 3	13.50%
		基準期間の 年度	/ 3	
		基準期間の 年度	/ 3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	運行系統			計画運行 日数	計画運行 回数 ()	計画平均乗 車密度	計画 輸送量	系統キロ程		地域公共交通再編事 業を実施する区域にお けるキロ程	系統キロ程と地域公共 交通再編事業を実施す る区域におけるキロ程と の比率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線 との競 合率	補助ブロック 外乗入部分、 同一補助ブ ロック都道府 県外乗入部分 及び他路線と の競合部分以 外のキロ程の 比率 (チー(リ+ヌ ナル))÷チニ ラ		
			起点	主な 経由 地	終点					チ	オ			オ÷チニク	リ	ヌ	ル	ル÷チ					
千葉	1		北総線(津田沼駅)	京葉線(千葉駅)	八千代市駅	365	3,285 (9.0)	回	5.2	46.8 人	往16.6km 復16.6km	(平均) 16.6km	往0.0km 復0.0km	(平均) 0.0km	0.000%	往0.0km 復0.0km	(平均) 0.0km	往0.0km 復0.0km	(平均) 0.0km	往0.0km 復0.0km	(平均) 0.0km	0.000%	100.000%
								日		0.0 人													
								日		0.0 人													
								日		0.0 人													
合計			系統								往16.6km 復16.6km	16.6km	往0.0km 復0.0km	0.0km		往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km		

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック 外乗入部分 及び同一補 助ブロック都 道府県外乗 入部分以外 のキロ程の 比率 (チー(リ＋ ヌ))÷チ＝ ヨ	計画実車走 行キロ ワ	補助対象 経常費用 の見込額 ヘ×フ以下の額：カ	補助対象系統のキロ当たり経常収益												補助対象 経常収益 の見込額 ノ×フ以上の額：ヨ		
						補助金交付要綱別表2(注)4. の適 用がある場合			3カ年平均	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間				
						基準期間に おける実車 走行キロ当 たり経常収 益の運賃 改定による 増収分 f×コ÷(1＋ ゴ)×フ＝g	経常収益 控除額 ケとgのい ずれか少 ない額 h	補助金交 付要綱別 表2(注) 4. の適用 後のキロ当 たり経常収 益 ノ－h＝ノ	(d+e+f)/3＝ノ'	経常収益 ヤ"	実車走行 キロ マ"	補助対象 系統の実 車走行キ ロ当たり 経常収益 ヤ"÷マ" ＝d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象 系統の実 車走行キ ロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ' ＝e	経常収益 ヤ	実車走行 キロ マ		補助対象 系統の実 車走行キ ロ当たり 経常収益 ヤ÷マ＝f	
千葉	1	0	100.000%	55,042.0 km	23,841,442円	234円.73銭	29円.92銭	0円.00銭	234円.73銭	234円.73銭	14,350,926円	66,138.0 km	216円.98銭	15,624,765円	66,319.2 km	235円.59銭	15,242,492円	60,574.8 km	251円.63銭	12,920,008 円
	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭												0 円
0	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭												0 円
	0	0			0円	0円.00銭	0円.00銭	0円.00銭												0 円
合計				55,042.0 km	23,841,442円						14,350,926円	66,138.0 km		15,624,765円	66,319.2 km		15,242,492円	60,574.8 km		12,920,008 円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 収益を控除した額		補助対象経費 の限度額		タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額		ソのうち補助ブ ロック外乗入部 分、同一補助ブ ロック都道府県 外乗入部分及び 他路線との競合 部分以外に係る		ソのうち補助ブロック 外乗入部分及び同 一補助ブロック都道 府県外乗入部分以 外に係るもの		計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から国庫 補助額を控除し た額
			カーヨ＝タ	円	カ×9/20＝レ	円	ソ	円	ソ×ラ＝ツ	円	ソ×ラ'＝ツ'	円	ツ×みなし運行回数 ／①計画運行回数 ＝ネ				
千葉	1	0	10,921,434	円	10,728,648	円	10,728,648	円	10,728,648	円	10,728,648	円	円	10,728 千円	5,364.0 千円	10,921,434 円	5,557,434 円
	0	0	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	円	千円	千円	0 円	円
0	0	0	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	円	千円	千円	0 円	円
	0	0	0	円	0	円	0	円	0	円	0	円	円	千円	千円	0 円	円
合計			10,921,434	円	10,728,648	円	10,728,648	円	10,728,648	円	10,728,648	円	0 円	10,728 千円	5,364 千円	10,921,434 円	5,557,434 円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体 的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
千葉	1	0		0.0%		0.0%		0.0%	5,557,434円	100.0%	
	0	0									
0	0	0									
	0	0									
合計			0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%	5,557,434円	100.0%	

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 8.「補助金交付要綱別表2(注)4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。
- 9.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位(第3位以下四捨五入)にて記載すること。
- 10.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 11.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 12.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 13.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 14.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 15.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ))ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ズ))に係るキロ程を記載すること。
- 16.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 17.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 19.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 20.「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 21.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 22.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 23.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 24.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

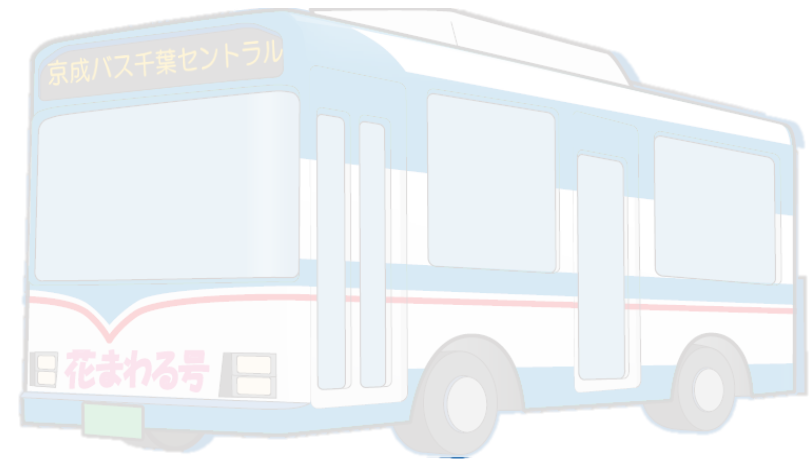
(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

地域公共交通計画別紙について

【北部循環線（花まわる号） 地域間幹線系統補助金 】

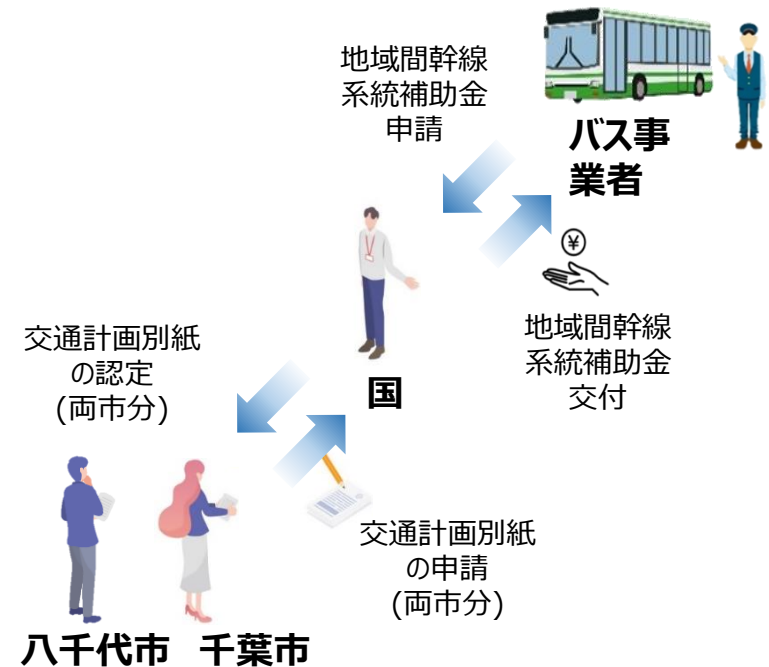
1. 北部循環線 花まわる号とは
2. 地域間幹線系統補助金（国庫補助金）とは
3. 地域公共交通計画別紙（案）の審議について



北部循環線（花まる号）は八千代台駅及び京成大和田駅と千葉市内の北部を結ぶ沿線住民にとって、生活上重要な路線となっています。

一方で、事業者の運営努力だけでは路線維持が困難なため、八千代市と千葉市において各市の地域公共交通計画に「路線の維持」を位置付け、目的・必要性等を記載した地域公共交通計画別紙を作成し、国の地域間幹線系統補助金を活用しています。

※補助金の活用には、送付書類(1)令和9年度八千代市地域公共交通計画別紙（案）の決定が必要であるため、本議題となっています。



2. 地域間幹線系統補助金（国庫補助金）とは

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援する制度（国庫補助金）

補助対象事業者



一般乗合旅客自動車運送事業者
(例：路線バス事業者) もしくは



地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
(例：八千代市地域公共交通会議)

補助対象経費



予測費用



補助対象
経費

予測収益

赤字
部分

予測費用（補助対象経常費用見込額）から予測収益（経常収益見込額）を控除した額
※補助率：1/2（予算の範囲内）

主な補助要件

八千代市

千葉市

● 複数市町村にまたがる系統であること

+ 都道府県又は市区町村で交通計画を作成すること※

● 計画運行回数が3回/日 以上

● 経常赤字が見込まれること

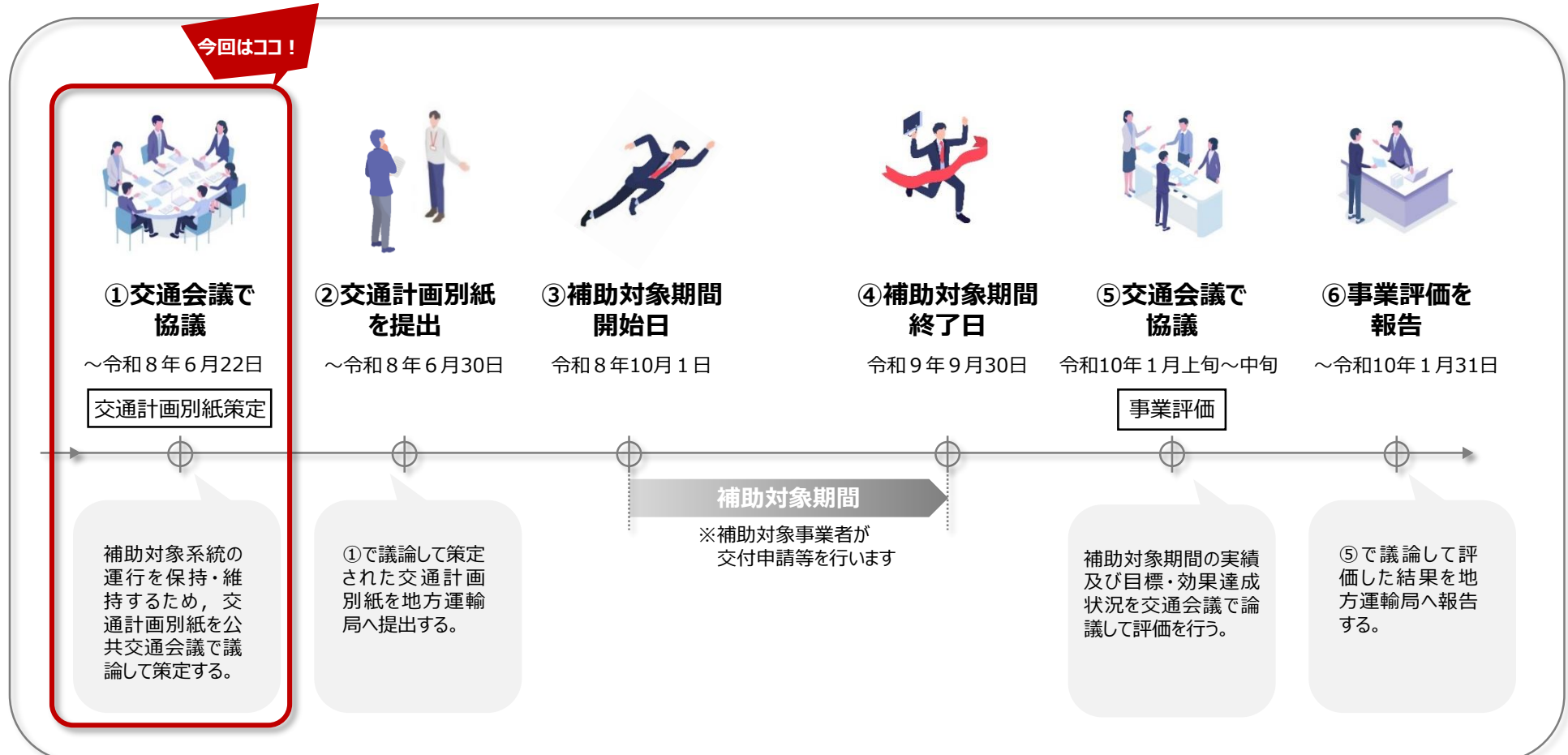
● 輸送量が15人～150人/日で見込まれること

※各市町村は地域公共交通計画に幹線系統を位置付けた上で、年度ごとの地域公共交通計画別紙を作成し、国の認定を受けることが必要

3. 地域公共交通計画別紙（案）の審議について

北部循環線（花まわる号）の運行に係る「令和9年度八千代市地域公共交通計画別紙（案）」についてご審議いただき、採決書のご提出を **令和8年6月22日（月）までに** お願いいたします。

提出先：八千代市都市計画課交通調整班： tosikei3@city.yachiyo.chiba.jp



採 決 書

八千代市地域公共交通会議

会長 若林 邦典 宛

令和 8 年度第 1 回八千代市地域公共交通会議における議題の採決について

議 題 令和 9 年度八千代市地域公共交通計画別紙（案）について

記

※議題における賛成または反対の意向について、御記入をお願いいたします。
また、御意見がある場合には併せて御記入下さい。

令和 年 月 日

委員氏名

令和 9 年度八千代市地域公共交通計画別紙（案）について、

☐ 賛成する

☐ 反対する

※いずれかに☒をしてください。

御意見等（任意記入）

--